

第29号議案

財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する知事への
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、財産の取得につき議決を求めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和3年9月3日

滋賀県教育委員会

財産の取得につき議決を求めることについての意見について

格別の意見はない。

令和3年(2021年)9月3日
 9月定例教育委員会
 第29号議案関係資料
 第30号議案関係資料
 第31号議案関係資料
 第32号議案関係資料

財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する知事への意見について（県立高等学校産業教育設備整備事業4件）

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、知事が県議会の議決に付するにあたり、知事から教育委員会の意見を求められているもの。

1. 事業概要

工業や農業等の職業系専門高校における、ウィズコロナ・ポストコロナ社会、技術革新の進展やデジタルトランスフォーメーションを見据えた最先端のデジタル化に対応した産業教育設備の整備を行い、地域の産業界を牽引する職業人材を育成する。

2. 取得する財産にかかる契約内容

議案番号	学校名	取得設備名	金額	契約の相手方
29	瀬田工業	5軸マシニングセンタ 2台	90,530,000円	関東物産（株）
	八幡工業		81,620,000円	
	小計		172,150,000円	
30	瀬田工業	金属造形3Dプリンタ 1台	79,695,000円	関東物産（株）
31	瀬田工業	自動計測付き旋盤 10台	74,294,000円	関東物産（株）
32	瀬田工業	数値制御実習装置 1台	81,730,000円	関東物産（株）
	合計		407,869,000円	

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年滋賀県条例第11号)第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 財産の種類 | 備品 |
| 2 取得物品および数量 | 5軸マシニングセンタ2台 |
| 3 取得予定価格 | 172,150,000円 |
| 4 取得の目的 | 滋賀県立瀬田工業高等学校および滋賀県立八幡工業高等学校産業教育用機器 |

(参考)

取得の相手方 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目26番20号
関東物産株式会社 大阪支店
支店長 美好 達雄